（登録申請書の添付書類）

第九条　法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　［略］

二　法人であるときは、次に掲げる書類

イ　役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第一号、第二号及び第四号、第百九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第六号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、第二百八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第一項第一号、第二百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第四号、第二百四十二条の二第一項第二号、第三百二十九条第一項第二号、第三百三十二条各号、第三百四十一条第二号、第三百四十二条第一項第五号並びに第三百四十三条第一項第四号において同じ。）及び令第十五条の四に規定する使用人（第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号、第九十一条第一項第四号、第二百三十八条の二第一項第一号及び第二号、第二百三十九条第二項第三号、第二百四十一条第一項第六号並びに第二項第一号及び第二号、第二百四十一条の二第一項第二号、第二百四十二条の二第一項第二号を除き、第二百四十二条第一項第三号及び第四号並びに第二百四十二条の二第一項第二号、以下「重要な使用人」という。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

［ロ～ホ　略］

三　［略］

四　特定関係者（親法人等、子法人等及び持株会社（法第二十九条の四第三項に規定する持株会社をいう。第百九十八条を除き、以下同じ。）をいい、第一種金融商品取引業を行う場合には、関係会社（第百七十七条第六項に規定する関係会社をいう。へにおいて同じ。）の状況として次に掲げる事項を記載した書類

［イ～へ　略］

［五～七　略］

八　金融商品取引業として高速取引行為を行う場合には、次に掲げる書類

イ　外国に住所を有する個人であるときは、次に掲げる書類

(1)　国内における代理人の住民票の抄本（国内における代理人が法人であるときは、当該国内における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

(2)　国内における代理人の婚姻前の氏名を当該国内における代理人の氏名に併せて法第二十九条の二第一項の登録申請書に記載した場合において、(1)に掲げる書類が当該国内における代理人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ロ　個人であるときは、別紙様式第一号の二により作成した書面

ハ　高速取引行為に係る業務を管理する責任者の履歴書

ニ　第二種金融商品取引業として高速取引行為を行う場合（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う場合を除く。）には、純財産額（法第六十六条の五十三第七号に規定する純財産額をいう。第二百一条第二十七号ロ、第二百二条第十九号及び第五章において同じ。）を算出した書面

（登録申請書の添付書類）

第九条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第一号、第二号及び第四号、第百九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第六号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、第二百八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第一項第一号、第二百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第四号並びに第二百四十二条の二第一項第二号において同じ。）及び令第十五条の四に規定する使用人（第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号、第九十一条第一項第四号、第二百三十八条の二第一項第一号及び第二号、第二百三十九条第二項第三号、第二百四十一条第一項第六号並びに第二項第一号及び第二号、第二百四十一条の二第一項第二号を除き、第二百四十二条第一項第三号及び第四号並びに第二百四十二条の二第一項第二号、以下「重要な使用人」という。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

［ロ～ホ　同上］

三　［同上］

四　特定関係者（親法人等、子法人等及び持株会社（法第二十九条の四第一項第五号ニに規定する持株会社をいう。第百九十八条を除き、以下同じ。）をいい、第一種金融商品取引業を行う場合には、関係会社（第百七十七条第六項に規定する関係会社をいう。へにおいて同じ。）の状況として次に掲げる事項を記載した書類

［イ～へ　同上］

［五～七　同上］

［号を加える。］